

広報・情報誌 精華町民生児童委員協議会

精華のいぶき

第11号 2018年5月



民生児童委員のマーク

事務局：〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70（精華町役場福祉課内）TEL.0774-95-1904 FAX.0774-95-3974
URL <http://www.minsei-seika-kyoto.jp/> E-mail minkyos@town.seika.lg.jp



これは、大正6年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するもので、昭和52年に、全国民生委員児童委員協議会が毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを定めました。民生委員・児童委員の日や週間を決定したことは、より多くの住民の皆さんに民生委員・児童委員の活動内容を知ってもらうこと、また、民生委員・児童委員自身の意識を高めることを目的としています。

5月12日は

「民生委員・児童委員の日」

毎年、5月12日は「民生委員・児童委員の日」、またこの日から一週間（5月12日～18日）は「活動強化週間」です。

これは、大正6年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するもので、昭和52年に、全国民生委員児童委員協議会が毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを定めました。



精華町民生児童委員協議会では、その活動強化週間に、毎年、町内小学校区ごとに駅前や商業店舗などで街頭啓発活動をしています。

また、この活動を高めるために、今回の広報・情報誌では、平成30年度の精華町民生児童委員協議会の活動方針や同委員の活動内容などを紹介します。

《あんしん相談》

○民生児童委員は、皆さんの悩みや困っていることを相談できる地域の「身近な相談相手」です。

○精華町民生児童委員協議会では、毎月第3水曜日の13時30分から15時まで、精華町役場2階相談室で『あんしん相談』を行っています。

◆開催日
○事前予約は不要です。
○どんな困りごとでも、お気軽にご相談ください。

平成30年	5月16日	9月19日	平成31年	1月16日
	6月20日	10月17日		2月20日
	7月18日	11月21日		3月20日
	8月15日	12月19日		

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。（民生委員法 第一条より）

平成30年度活動方針

本町民生委員・児童委員は「社会奉仕の精神」を活動の原則としながら、行政の協力機関としての役割を果たし、自主活動を展開しつつ、一貫して地域福祉の推進役として活動してきました。常に人の持つ温かさ

と奉仕の光を地域に届け、それぞれの時代で福祉を切り開いています。また、社会の課題と向き合い、地域福祉の要として努力を重ね、福祉の向上と発展に貢献してきました。

昨年に、民生委員制度創設100周年という大きな節目を迎え、先達の努力と情熱に改めて思いをおこし、「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会」の実現に向けて、決意を新たにしました。

今日、少子化による人口減少を伴う超高齢社会が進展し、社会や家族の在り方が大きく変化し、家族や地域の絆が希薄化する中で、経済的な困窮や社会的孤立、虐待、悪質商法被害など、様々な課題が顕在化し、深刻化しています。また、地震や水害等の自然災害も相次いでいます。このような状況にあつて、様々な

課題を抱える人を支え、地域の課題を解決するために、地域住民が自ら積極的に参加し、人と人とのふれあいの機会を通じてつくられる住民同士

のつながりと、信頼関係を積み重ねていくとともに、地域の力を高め、分野を超えて支援の在り方を考え、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、地域づくりへの取り組みを進めていかなければなりません。また、すべての民生委員が児童委員であることを意識し、こどもにとつて「身近なおとな」となり、子育てを地域で支えていかなければなりません。

そのためには、各小学校区部会を単位とした研修、情報の共有、困難事例検討の機能をさらに充実させ、本町民生児童委員協議会の主体的機能の確立を図ります。加えて、昨年度から各小学校区部会間の情報交換等の場を設けることで、より一層の機能強化を継続して図ります。

また、平常時から災害時に配慮が必要な方への支援体制を強化し、「近助」の機能を高めることに努めます。

さらに、基本的な人権について理解を深め、個人情報取り扱いなど、常に活動を見直し、「住民の立場に立つ」という法の精神を基とし、活動の新たな推進・発展に努めます。

新任の民生児童委員

「1年を振り返って」

平成28年12月の民生委員・児童委員一斉改選から1年が経過し、1期目の民生児童委員の感想などを紹介します。

民生児童委員を受けた時に思ったこと

- 何を始めればいいのか手探り状態でした。
- 不安と心配からのスタートでした。
- 今まで育てていただいた地域への恩返しのためで引き受けさせていただきました。
- いま、活動に対して思っていること
- 地域の活動にも積極的に顔を出し、スクールヘルパー活動も充実させ、子供を介して親との積極的な会話にも努めています。
- 地域行事などに参加することで地域の方々のコミュニケーションをとることができ、委員としてだけでなく、私自身の楽しみの一つとも感じさせてもらっています。
- 慣れないことの連続でしたが、それでも1年を過ぎる頃になると

「いつも声をかけてくれてありがとう！」「助かるわ！」そう言ってもらえるようになり、やっつけて良かったと思えました。

これからの活動への考え

- 気軽に声をかけていただけるように努めたい。
- コツコツと、家庭訪問を第一として、地域の方々と強い信頼関係が構築できるよう地道に活動したいと思っています。
- 地域の見守りや声かけなど、誰もが安心して住み続けられる地域づくりに頑張りたいと思います。
- 時としてお節介になることもあるかと思いますが、少しでも笑顔になつて頂ければと思つて活動しています。
- 安心へと繋げるパイプ役であるように努めていきます。
- 常に地域社会と実情を把握することに努め誠意をもって生活上の相談に応じたいと思つています。
- 私、一人では何もできませんが、民生児童委員の諸先輩に教えてもらいながら、地域内の相談に適切に対応し、早期支援につながることもできるように努めさせていきます。
- 「地域の話せるおばちゃん」でいたいと思つております。

＜民生児童委員とは＞



民生委員・児童委員はどのような方ですか？

民生委員は民生委員法により設置が定められ、職務の重要性に鑑み、厚生労働大臣から委嘱されます。その身分は、「非常勤の特別職の地方公務員」とされています。

民生委員は児童委員を兼ねることとされています。また子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名されます。



民生委員・児童委員はどのような職務ですか？

民生委員法第1条では、民生委員は、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と定められています。

民生委員の職務については、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする人に相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に協力すること、社会福祉事業や活動への支援をすること。このほか住民の福祉の増進を図るための活動を行なうことが規定されています。

児童福祉法第17条では、児童委員の職務として、児童および妊産婦についての民生委員としての活動に加え、児童健全育成に関する機運の醸成に努めることをあげています。

また、主任児童委員の職務は、児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡調整、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力等とされており、区域担当の民生委員・児童委員と連携して活動しています。



民生委員・児童委員はどのような活動をしているのですか？

民生委員・児童委員はこれらの職務を通じて、地域福祉の推進、安心して住み続けることができる地域づくりのために活動しています。

こうした民生委員・児童委員の活動は、大きく、「社会調査」、「相談」、「情報提供」、「連絡通報」、「調整」、「生活支援」、「意見具申」の7つのはたらきに整理されます。

自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の相談ごとなど、さまざまな相談に応じます。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関との「つなぎ役」になります。



相談した内容が漏れることはないですか？

あなたの秘密は必ず守ります。

民生児童委員には、次のような義務が課されています。

【職務上の義務】（民生委員法第15条）

職務遂行にあたっては、個人の人格を尊重し、平等な取り扱いを行うという規定があります。個人の私生活に立ち入り、その一身上の問題に介入することが多く、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多いため、守秘義務が課されています。

【地位を利用した政治活動の禁止】（民生委員法第16条）

職務上の地位を政治的に利用することは禁止されており、これに違反したものは民生委員法の規定に従い、解職されることがあります。

避難行動要支援者登録制度に 名称が変わります

自力避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護するためには、市町村において名簿が確実に作成され、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要とされています。

災害対策基本法が改正されたことにより、市町村は避難行動要支援者名簿の作成が義務となったことから、精華町では、今までの「災害時要配慮者登録名簿」を「避難行動要支援者名簿」に名称変更しました。

避難行動要支援者とは、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑・迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とされています。

- 具体的には、
- ① 介護保険の要介護認定が要介護3、4または5と判定されている者
 - ② 身体障害者手帳が1級、2級に該当する者
 - ③ 療育手帳の程度がAと判定されている者

④ 精神障害者手帳が1級に該当する者

⑤ そのほかに、自ら避難することが困難な者であって、円滑・迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

精華町では、①から④の方の同意の有無にかかわらず、名簿に氏名・住所等の情報を登録します。

また、今までの登録者は、引き続き自動的に名簿に登録します。

さらに、自ら避難することが困難な者であって、円滑・迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方は、申し出により、名簿に登録します。

名簿は、平常時は町で保管し、災害が起こった時には自治会、自主防災組織や民生児童委員などの関係者へ名簿情報を提供します。

情報提供の同意をいただいた方の名簿情報は、平常時から関係者へ名簿情報を提供し、円滑な避難支援や安否確認に備えます。

ただし、災害が発生した時は、可能な限り名簿を活用し対応に当たり

ますが、災害が大規模になればなるほど、様々なことが起こり、対応には限界があります。そのため、名簿に登録されているからといって、必ず最優先して支援してもらえると安心することなく、平常時からご自身でも災害への備えを十分にしたいいただきますようお願いいたします。

◆ 問い合わせ先 ◆

精華町役場健康福祉環境部福祉課
TEL：0774-95-1904
FAX：0774-95-3974
E-mail：fukushi@town.seika.lg.jp



子育て支援事業

出前ペープサートのご案内

民生児童委員は、町内各地区の育児サークルにお伺いし、ペープサート、エプロンシアター、手遊びなどを通して、子育て真っ最中のご家族やお子さんたちと楽しくふれあいをもちたいと考えています。ぜひ、お声をかけてください。

※希望される日の概ね3か月前までにご連絡をお願いします。



◆ 問い合わせ先

精華町民生児童委員協議会事務局
(精華町役場 健康福祉環境部 福祉課内)
TEL：0774-95-1904
FAX：0774-95-3974
E-mail：fukushi@town.seika.lg.jp